

夜間中学の整備と拡充を求める意見書

全国夜間中学校研究会の推計によると、15歳を過ぎた義務教育未修了者が、百数十万人にも上るとされており、その中には就職や進学ができずに困っている人が多数いる現状がある。

しかし、義務教育未修了者に中学校教育を行うために夜間に開設される学級である夜間中学（中学校夜間学級）は、現在、全国8都府県に31校しかない。北海道、東北、北関東、中部に加え四国や九州には、市民ボランティア等により運営される自主夜間中学はあるものの、公立の夜間中学は1校もない状況である。

また、東京都内には下町を中心に8校（足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、荒川区、大田区、世田谷区、八王子市）あるが、夜間中学がある国内の他府県においても、入学要件が区市町村内の在住等となっており、夜間中学が開設されている基礎自治体外に住む方々の就学の機会が制約されている。

一方、今日では、夜間中学在籍者のうち外国人が占める割合が8割を超えており、その約6割は日本語の習得を目的としている。日本での地域生活をしていく上では、言葉とともに日本文化や社会の仕組みを知らなければ、様々な問題が生じてしまうが、夜間中学という場でしか日本語や日本社会を学ぶ機会がない外国人がいる現状があり、学習機会の整備と拡充が求められる。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックが5年後に迫るわが国においては、現状に適切に対応し、日本社会に対する更なる国際理解の推進、地域の活性化及び安全の確立を図る必要がある。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、身近な所での学習が必要な者に機会を提供するため、夜間中学に関する法整備を行うとともに、必要な財源措置を講じるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月14日

江東区議会議長 山本 香代子

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

} あて